

〈研究ノート〉

スイスの王冠証人立法研究序説

池田秀彦

はじめに

日本版司法取引ともいわれる「協議・合意制度」と「刑事免責」が本年6月1日より施行された。これは、2016年（平成28年）5月24日に可決成立した「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」で導入された制度である。この両制度は、2011年6月に設置され法制審議会の「新時代の刑事司法制度特別部会」（以下、「特別部会」という）において審議された後、法務大臣に答申された「要綱（骨子）」に盛り込まれたのであるが、特別部会では、新たな供述証拠の収集手段としてこの両制度の他に「犯罪事実の解明による刑の減軽制度」¹⁾も審議された。これは、自己または他人の犯罪事実を明らかにするための重要な協力をした場合に刑が減軽されう旨の実体法上の規定を設けようとするものであった。しかし、この制度に対しては、検察官の委員²⁾の他に学者の委員等からも賛成論が主張されたが、弁護士委員及び裁判官（元裁判官）からは引っぱり込みの危険がある、或いは酌量減軽で対処可能であり、立法の必要性はないとか被告人・弁護士から刑の減軽を求める主張がなされると裁判所はその要件の該当性について判断しなければならないため裁判手続が重くなる³⁾という反対論が強く主張された。このような事情もあり、「刑の減軽制度」は、「要綱（骨子）」に入れられるに至らなかった⁴⁾のであるが、答申において引き続き検討を行うことが必要とされた⁵⁾。

ヨーロッパでは、他人の犯罪事実の解明に寄与する供述をする被疑者・被告人を王冠証人といい、恩典として刑の減免等の刑法上の措置を講ずる法制と、不起訴処分等の刑訴法上の措置を行う法制がある。スイスでは前者のものとして

刑法260条の3が設けられているほか、創設されるに至らなかったものの、スイス刑事訴訟法制定の過程において王冠証人制度の是非についても検討が加えられた。

そこで、以下では、王冠証人規定である刑法260条の3の成立の経緯及びその概要と刑訴法上の王冠証人制度の是非を巡る議論を紹介する。

関係条文

刑法260条の3 犯罪組織⁹⁾

- 1 組織の構造及び人的構成が秘密にされ、暴力犯罪を行い又は犯罪手段を以て利益を得ようとする目的を追求する組織に関与する者、かかる組織をその犯罪活動において支援する者は、5年以下の自由刑又は罰金刑に処する。
- 2 裁判官は、行為者が組織のさらなる犯罪活動を阻止しようと努めるときは、刑を減輕することができる（48条a）。
- 3 組織がその犯罪活動の一部をスイスにおいて行ったりまたは行おうとするときには、国外で犯罪を行う者も罰する。3条2項を準用する。

I スイス刑法における王冠証人規定

1 立法の経緯

刑法260条の3は、1994年3月18日の連邦法により刑法に加えられ、1994年8月1日より施行された。立法前史は、予備行為一般の犯罪化と特に共謀の犯罪化によって特徴付けられる。これを3段階に区分することができる。第1段階として当初の法文である、1937年12月21日の法文から論ずると、反国家的または国家反逆的団体の構成員の処罰が予定された（1950年に改正され一部拡張された）。この極めて限定的な場合を別とすれば、刑法は、当初の法文において共謀の犯罪化を断念した。この方向性は、つとに1896年の草案において決定された。刑法は、カントン（州）の法を別とすれば共犯の共謀を、予備と未遂の区別に関する一般準則に服せしめ、したがって単なる予備行為と見なし、刑罰を以て威嚇しなかった。

第2段階は、1981年の改正、特に現行刑法260条の2の規定である。1981年

の刑法改正において立法者は、暴力犯罪対策として犯罪組織への関与を処罰の対象にしようとした。この改正は、1970年のパレスチナ人テロリストによるスイスエアーの航空機のハイジャック及び爆破の影響を受けたものであった。1981年の立法を準備した専門家委員会は、隣国諸国におけるテロ対策と最低限度歩調を合わせることが望ましいことを自覚していた。スイスが刑事事件での国際司法共助を提供することがこの最低限度に属するのであるが、スイスでは犯罪組織の構成要件がないため国際司法共助は、両国の可罰性の要件においてうまくいかないことがしばしばあった。それ故に、専門家委員会は、現行刑法260条の3の規定よりも広範な犯罪組織の構成要件を定めた。この改正案は、激しい拒絶にあった。予備段階で悪しき行動を解明しようとしたことは、警察国家または監視国家のような政治的に効果的なスローガンより国民に不安を呼び起こした。連邦政府は、意見決定手続での批判に直面し、改正案において犯罪グループの構成要件を断念し、その当然の帰結として、専門家委員会が提案した、刑法260条の2を補完する刑法260条の3の構成要件も断念した。しかし、国民議会委員会(Nationalratskommissio)を経て、一般的な予備の構成要件について再び立法手続がとられ、現行刑法260条の2として加えられた。刑法260条の2の規定に関しての経験は、多くの者が犯罪を計画する場合に、準備段階での介入が現実的であることが明らかになった。

第3段階は、1994年の改正による刑法260条の3の追加である。この条文の掲げる犯罪組織の構成要件は、1994年3月18日の連邦法により追加された。1981年の法改正前に、犯罪グループの構成要件の導入を連邦政府に断念させた論争と比べて、1994年の改正は、驚くほど平穏にスピーディーに進行した。立法者は、犯罪組織を犯罪グループより制限的に定義することにより、以前のような反対がでないように配慮した。刑法260条の3の規定は、公的議論においてマフィア対策と位置づけられた。¹⁰⁾

2 王冠証人規定の刑法260条の3第2項 — 犯罪行為の阻止に努めた場合の刑の減輕規定

刑法260条の3第2項は、行為者が「組織の犯罪行為を阻止しよう」と努める場合に裁判官の裁量による刑の減輕を可能とする。犯罪組織による犯罪行為の

阻止は、組織の解散によって達成できるが、それは用意ではないため、積極的な努力で足りる。告示 (Botschaf) は、「狙われた被害者への注意」で可とする¹¹⁾。現実に犯罪を阻止できたことまでは必要とされていない。刑法260条の3は、王冠証人制度の性格をもつと解されている¹²⁾。犯罪組織の構成員を有罪とすることへの貢献は、以前の犯罪の関与に関してであれ、構成員であることにに関してであれ、犯罪組織を弱体化し、将来の犯罪を困難にしたりは阻止すると理解されている¹³⁾。

Arztは、王冠証人は信用できない証人と考えられるべきであり、その供述が極めて注意深く判断されるべきことは周知のことであり、検察官の意向に沿う供述により利益や、約束されたまたは漠然と見込まれる便宜を得るという虚偽供述に対する動機が憂慮されると述べる。また、法治国として問題があるこの規定により刑の減軽が可能であるが刑事訴追の完全な見送りができない点は、評価できるとする¹⁴⁾。

また、刑量による特典により犯罪組織の構成員をして寝返りまたは変節を勧めることを目的とするこの規定の有効性について疑問視する意見もある¹⁵⁾。

II 刑訴法上の王冠証人規定の創設を巡る議論

1 統一刑事訴訟法立法過程での見解

スイス刑訴法は、連邦統一法典として2007年に成立し、2011年1月に施行された。これ以前は、刑事手続に関する26の州法のほか、連邦法としての連邦司法法¹⁶⁾、軍刑訴法¹⁷⁾、行政刑法¹⁸⁾の3つの刑事手続法が存在し、合わせて29の刑事手続法が存在していた¹⁹⁾。

連邦司法警察省は、統一刑事訴訟法の制定のため、1994年5月に専門家委員会を設置した。王冠証人規定創設の是非が議論された。

(1) 専門家委員会の報告書

専門家委員会は、1997年に報告書「29を1つに」を公表し²⁰⁾、将来のスイス統一刑訴法の内容の基本方針を説明した²¹⁾。この報告書の中で、王冠証人規定の導入の是非に1章を設け、8頁にわたって考察する。その冒頭で結論を示し、「王

冠証人規定と結びついた基本的な法原則の侵害は、現実の捜査上の緊急状態を前提として受け入れることができるであろう。組織犯罪から派生する危険があるとはいえ、かかる状態はスイスでは確認できないし、近い将来に予想することもできない。それ故、王冠証人規定は採用することはできない。これに対し解明のための協力については、より一層検討されるべきである」と述べる²²⁾。そして、続けて、①王冠証人の概念の定義、②現行スイス刑法の定める王冠証人規定と考えられる刑法260条の3²³⁾、③王冠証人規定を有するアメリカ合衆国、イタリア、ドイツの制度紹介²⁴⁾、④王冠証人規定の賛成論・反対論、⑤専門委員会²⁵⁾が結論に至った理由付けの順で説明する。

このうち、賛成論として次のものを挙げる²⁶⁾。

- ・高度に組織化され、複雑な犯罪形式を従来の手段で解明することは最早困難である。
- ・この方法により、収集が困難な証拠を入手できるようになるので王冠証人が犯罪組織を壊滅させるための手掛かりとなる。
- ・王冠証人規定は犯罪団体を動揺させ、それにより不安定にするのに適している。
- ・個々人にとって犯罪活動から手を引く誘因となる。
- ・法律上の王冠証人規定の不存在は、それが手続外で実施されるという事態をもたらさう。

次に、反対論として次のものを挙げる²⁷⁾。

- ・法的平等、起訴法定主義及び責任刑法の基本的考えに反する。
- ・法秩序への信頼がぐらつき、規範遵守の意思が弱まる。
- ・司法が誤解される危険が高まる。
- ・王冠証人が司法から不当な圧力にさらされる危険が生じる。
- ・同規定の存在により、犯罪組織は、内部の統制を行うようになり一層社会から隔絶し、暴力がさらに拡大される危険を伴う。

最後に、専門家委員会は、王冠証人制度不採用の結論に至った理由として、次のように述べる。

「被告人が手続の過程で正式に証人となり、それにより処罰を完全に免れるという意味での王冠証人規定は、当委員会の見解によれば特定の形式の最も重大

な犯罪についてのみ考慮しうる。ここで想定されている犯罪形式は、高度に組織化された多数人の行為者により特徴付けられ、指導層への刑事訴追機関の介入が現実の防壁により不可能となり、困難となるものである。これら全ての場合に刑法260条の3の意味での犯罪組織に由来する犯罪が基準点を形成する。この規定は、マフィア及びテロリスト団を対象とする。

完全に整備された王冠証人規定の必要性の問題について王冠証人制度が主に実行された犯罪対策であり、ほんの僅かな予防的効果しかもたないことが考慮されるべきである。したがってその導入は、スイスが組織犯罪またはテロリスト犯罪の極端な負担で苦しんでおり、他の手段を持ってしてはその対策が最早保障され得ないという条件でのみ正当化され得よう。したがって、王冠証人に必然的に伴う基本的法原則違反は、現実の捜査緊急状態が存在する場合にだけ甘受できよう。

スイスでの組織犯罪の広がりやの確かな分析が難しいとしても、我が国において犯罪組織が広範囲に浸透してはいないという結論になる。このような理由からスイスでは王冠証人規定の導入は適切ではない²⁸⁾。

また、このような見解は、連邦政府が2005年12月に発した「刑事訴訟法の統一についての告示」の中でも見いだされる。即ち、「重大な疑念があること及びスイスの実務においてこれまで王冠証人規定の具体的な必要性は証明されていないという事実を踏まえこの制度は採用されない。この採用の断念は、スイスでの犯罪の展開により現実の捜査上の緊急状態が発生する場合にのみ、熟考されるべきであろう²⁹⁾」。

(2) 報告書に対するヒアリングでの意見

1998年に報告書に対するヒアリングが行われ、その項目の一つに王冠証人規定があった。設問は、「王冠証人制度は、スイスの刑事訴訟に導入されるべきか」「『はい』ならば、制度はどのような内容であるべきか」「王冠証人に代えて特定の刑事手続上の制度が明確に定められるべきか」であった。ヒアリングの詳細は、1998年6月12日及び18日の議事録及び関係者の書面での意見表明から知ることができる³⁰⁾。以下、代表的なものを紹介する。

- ①州警察長官会議 (Konferenz der Kantonalen Polizeikommandanten)
 スイスの州警察長官会議 (KKPKS) の指示によるベルン及びフライブルクの

警察長官 (Polizeikommand) の共同回答によれば、王冠証人の制度は、基本的にスイスの刑事訴訟法に導入されるべきでない。³¹⁾

②スイス刑事訴追機関会議 (Konferenz der Strafverfolgungsbehörden der Schweiz)

スイス刑事訴追機関会議 (KSBS) は、次のように述べる。ドイツ及びイタリアの王冠証人規定の経験によれば、社会及び国家を脅かす極めて重大な犯罪対策においてこの手段が必要であることが分かる。イタリアでは、改悛者制度がなければ、組織犯罪に対して成果をあげることはできなかつたであろう。³²⁾ 現在、スイスでは、このような脅威はないが、将来変わることはありうるであろう。しかし、脅威が生じた段階で、王冠証人制度の導入が検討されるべきである。³³⁾

③スイス民主法律家協会 (Demokratische Juristinnen und Juristen Schweiz)

スイス民主法律家協会 (DJS) は、王冠証人の制度はスイスの法制度になじまないとし、王冠証人規定による証人の恩典を拒否し、被疑者と捜査機関とのコラボレーションは、量刑の枠内 (刑法63条) で考慮されうるとする。³⁴⁾

④州司法・警察幹部会議 (Konferenz der Kantonalen Justiz- und Polizeidirektoren)

州司法・警察幹部会議 (KKJPD) により委託された州評議員 (Regierungsrät) の Pedrazzini (テッスイーン州 Kanton Tessin) 及び Notter (チューリッヒ州) は、書面による意見表明の中で、他の項目についてはかなり詳細に回答しているけれども、王冠証人規定については回答していない。³⁵⁾

⑤スイス刑事法律家連盟 (Schweizerische Kriminalistische Gesellschaft)

スイス刑事法律家連盟 (SKG) は、ヒアリングの回答を、女性検察官の Heer (ルツェルン) と Harrari (ジュネーブ) に委嘱した。ワーキンググループを立ち上げる時間的余裕もないため、意見表明は、この両名の個人的意見を含んでいる。³⁶⁾ Heer は、次のように述べる。「この規定は、法治国として問題があり、従って認められない。犯罪の解明は、国家の主たる任務であり、個人に課せられたものではない。緊急状態の場合は、話しは別であるが、スイスではその兆しさえない。犯罪の解明が刑法63条の枠内で考慮される限りにおいて支持することができる。また、共犯者のかかる行動は、行為による悔悟の特別の場合として

考えることが考えられるであろうし、必要であれば、規定を変更することはあろう³⁷⁾」。

⑥ベルン大学

ベルン大学の意見表明において、Jenny、Kunz と Bommer は、王冠証人規定に対し否定的な立場をとる報告書を強く支持する³⁸⁾。Kunz は、「私たちは、王冠証人規定は必要でもないし役にも立たないという見解である³⁹⁾」と述べる。さらに、次のように述べる。「書面の見解において犯罪の解明のための協力が刑法63条の意味で考慮される限りにおいてそれは、量刑法、したがって実体法の問題であり、刑事訴訟法において規定を必要としない。より具体的には、解明のための協力は、つとに量刑の枠内で刑を減輕させるものとして考慮されうる。被疑者・行為者の解明のための協力に対し報いようとするならば、これは、真摯な悔悟との関係で刑法総則の改正を通して規範化しなければならない。その際、刑法260条の3第2項の基本的考えを踏まえなければならない。犯罪解明の単なる協力では、十分でなく、むしろ、少なくとも将来の犯罪を阻止するために適切な協力の試みがなされることが求められるであろう。その場合に刑訴法において裁判所に解明のための協力があれば、捜査機関がそれを裁判所に知らせる義務だけは刑訴法に明記されるべきであろう。と同時に、解明のための協力が成果を上げた場合の刑の減輕について被疑者に知らせることは（義務的でない!）、捜査機関の自由である⁴⁰⁾」。

⑦バーゼル大学

Pieth による報告書に関する書面での意見表明では、王冠証人の問題には立ち入っていない⁴¹⁾。Seelmann は、口頭での意見表明で専門家委員会の決定した王冠証人規定の不採用を「非常に賢明な判断」と述べた⁴²⁾。

以上のように、ヒアリングの結果は、専門家委員会と同様に、王冠証人制度に反対する意見が多かった。

(3) 統一刑事訴訟法草案の付属報告書での意見

司法警察省は、専門家委員会の報告書のヒアリングを受けて、1999年3月に、チューリッヒ大学の刑事法学者 Schmid 教授に統一刑事訴訟法の草案の起草を委託した。2001年6月にスイス刑事訴訟法草案⁴³⁾として取りまとめられ、付属報告書⁴⁴⁾と併せて関連団体への意見聴取手続に付された。この後、2005年12月に連

邦政府は、スイス刑事訴訟法案を公表した。⁴⁵⁾連邦議会での審議を経て、2007年にスイス刑事訴訟法が成立し、2011年1月に施行された。

付属報告書は、王冠証人制度について次のように述べる。

「王冠証人は、英米法系に由来する証拠制度である。王冠証人になるのは基本的に当該犯罪の共犯者であり、共犯者に不利な証人として証言する見返りに刑の免除または他の訴訟上の利益が保証される。この制度はスイスではこれまで知られておらず、隣国のイタリア及び1999年12月31日まで用いられたドイツにおいて、重大な犯罪、特に組織犯罪対策において重要で欠くことのできない道具として利用された。

王冠証人の利用は、犯罪組織を壊滅させる上で決定的な意味をもつとまではいえないにしても重要であることは疑いない。しかし、これに対し法治国の観点からこの制度に対する重大な疑念がある。まず、ヨーロッパ大陸の法的伝統及び特にスイスのそれによれば被疑者の役割と証人のそれとは一致しない。すなわち、被告人または被疑者は自身の事件で証人になりえない。さらに、王冠証人規定は、個々の被疑者に罪を負わせれば他の行為関与者に訴訟上の利益が与えられるので、連邦憲法8条1項の平等原則及びそこから派生する起訴法定主義と矛盾する。それは、このようにして入手された不利益供述の信用性に関する疑念が生ずる。例えば、ドイツにおいてこの規定が期待に応えられなかったのは明らかである。それは、適用例が僅かしかなく、そうこうするうちに再び廃止された点に表れている。重大な疑念及びスイスの実務においてこれまで王冠証人規定の具体的必要性が確認されていないという事実に基づき、この制度の導入はない。スイスでの犯罪状況が現実の捜査上の緊急状態に至れば、今回の断念を再検討することになろう。専門家により検討に値するといわれた犯罪解明のための協力を考慮すること、したがって特に被疑者の協力・自白の意思は、主に、量刑、従って実体刑法の問題である」。

2 刑事訴訟法への王冠証人規定導入を巡る学説の状況

スイス刑事訴訟法の文献において王冠証人制度の言及は少なく、言及があるとしても、極めて簡潔である。⁴⁶⁾

まず、王冠証人規定に批判的な見解としては次のものがある。Schmidは、王

冠証人制度が起訴法定主義と調和しないと述べる⁴⁷⁾。また、Oberholzerは、「王冠証人の法制度は、起訴法定主義にそぐわず、法的平等及び責任刑法の基本思想とも矛盾する。……またこのようにして入手された不利益供述の信用性に関する著しい疑念も存在する。ドイツにおけるようにそれが短期間で再度廃止されたという王冠証人規定を有する他の国における経験は、注目に値する⁴⁸⁾」。Jositschは、汚職犯罪に対する王冠証人規定の有効性を認識しつつ、王冠証人規定は、起訴法定主義や供述の信用性という基本的な点で問題があるとする⁴⁹⁾。さらに、弁護士のLandmannは、実務家の観点から王冠証人の供述の信用性に疑念を示す⁵⁰⁾。

次に、王冠証人規定に好意的な見解には次のものがある。Gnägiは、組織犯罪に対し断固たる捜査処分が取られなければならないとするならば、組織犯罪の領域において王冠証人規定は隠密捜査 (verdeckten Ermittlung) よりも優先的な手段であるとする⁵¹⁾。Hug-Beeliは、麻薬犯罪の領域において王冠証人の重要性が次第に認識され、関連規定の必要性があると述べる⁵²⁾。Klopfenstein / Schneiderは、麻薬犯罪及び組織犯罪での王冠証人規定の導入が適当だと主張する⁵³⁾。

注

- 1) 法制審議会特別部会第14回会議の配布資料48「供述証拠の収集を容易にするための方策について」では、「刑の減免制度」と表記されていたが、第23回会議の配布資料64「作業分科会における検討結果（制度設計に関するたたき台）」で「刑の減輕制度」と変更された。
- 2) 法制審議会特別部会第14回会議議事録4頁（大野委員）、13頁（但木委員）。第25回会議議事録2頁（上野委員）など。
- 3) 法制審議会特別部会第14回会議議事録5頁、9頁（山口委員）、8頁（後藤委員）、11頁（井上委員）、12頁（川端委員）、第25回会議議事録5頁（川端委員）、7頁（山口委員）、11頁（北川幹事）など。
- 4) 法制審議会特別部会第14回会議議事録7頁（神幹事）、第25回会議議事録7頁（小坂井委員）など。
- 5) 法制審議会特別部会第14回会議議事録6頁（高橋幹事）。
- 6) 法制審議会特別部会第25回会議議事論9頁（龍岡委員）。
- 7) 特別部会での審議の経過については、本庄武「犯罪事実の解明による刑の減輕制度について」一橋法学第15巻第2号、2016年、619頁に詳しい。
- 8) 法制審議会特別部会第29回会議配布資料69、11頁。

- 9) 本条は、第12章「公的な平穏に対する重罪及び軽罪」に置かれ、260条は騒乱罪、260条の2は可罰的予備行為、260条の4は凶器を用いての公の安全の危殆化、260条の5はテロリストの資金調達に関する規定である。
- 10) 立法史については、次の文献を参照した。Engler, in: Niggli / Wiprächtiger (Hrsg.), Basler Kommentar, Strafrecht II3. Aufl., 2013, 1957 f; Arzt, § 4 Kriminelle Organisation StGB 260^{ter}, in : Schmid (Hrsg.), Kommentar Einziehung Organisiertes Verbrechen Geldwäscherei, Band 1, 2. Aufl, 2007, S. 307 ff ; Vest, in: Schubarth (Hrsg.), Delikte gegen den öffentlichen Frieden (Art. 258-263 StGB), 2007, 62.
- 11) Botschaft über die Änderung des Schweizerischen Strafgesetzes und des Militärstrafgesetzes (Revision des Einziehnugsrechts; Strafbarkeit der kriminellen Organisation; Melderecht des Financiers) vom 30. Juni 1993, BBl 1993 III 277 ff, 303.
なお、Botschaftは、「告示」であるが、立法理由が簡潔に記載されている（これについては、春日偉知郎『比較民事手続法研究』2016年、73頁注2参照）。
- 12) Baumgartner, in: Niggli / Wiprächtiger (Hrsg.), Basler Kommentar, Strafrecht II2. Aufl., Art. 260ter N 16.
- 13) Arzt, §4 Kriminelle Organisation StGB 260^{ter}, in : Schmid (Hrsg.), Kommentar Einziehung Organisiertes Verbrechen Geldwäscherei, Band 1, 2. Aufl, 2007, S. 387.
- 14) Arzt, a.a.O., S.387.
- 15) Vest, in : Schubarth (Hrsg.), Delikte gegen den öffentlichen Frieden (Art. 258-263 StGB), 2007, S.79.
- 16) Bundesgesetz über die Bundesstrafrechtspflege vom 15. Juni 1934.
- 17) Militärstrafprozess vom 23. März 1979.
- 18) Bundesgesetz über die Verwaltungsstrafrecht.
- 19) スイスの統一刑法の立法経過に関する邦語の文献には、森元良幸「スイス刑事手続の現状と展望(上)・(下)」ジュリスト1231号、2002年、145頁、1232号、2002年、160頁、黒澤睦「スイス刑事訴訟法・少年刑事訴訟法における親告罪和解協議召喚制度」法学新報123巻9=10号、2017年、133頁等がある。
- 20) Aus 29 Mach 1, Konzept einer eidgenössischen Strafprozessordnung, Bericht der Expertenkommission, „Vereinheitlichung des Strafprozessrechts“, Eidgenössisches Justiz- und Polizeidepartement, 1997. 以下、Aus 29 Mach 1で引用する。
- 21) Aus 29 Mach 1, 17.
- 22) Aus 29 Mach 1, 53.
- 23) Aus 29 Mach 1, 53.
- 24) Aus 29 Mach 1, 54.
- 25) Aus 29 Mach 1, 54 ff.
- 26) Aus 29 Mach 1, 57 f.

- 27) Aus 29 Mach 1, 58.
- 28) Aus 29 Mach 1, 58 f.
- 29) Botschaft zur Vereinheitlichung des Strafprozessrechts vom 21.12.2005, BBl 2006, 1112.
- 30) Hearings zum Bericht der Expertenkommission „Vereinheitlichung des Strafprozessrechts“, Bundesamt für Justiz, Juli 1998. 以下、Hearingsで引用する。
- 31) Hearings, 50 f.
- 32) イタリアの改悛者制度については、警察庁「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会における検討に関する中間報告」2011年、17頁、18頁、同「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会最終報告」2012年、32頁参照。
- 33) Hearings, 63 f.
- 34) Hearings, 1, 8, 71, 81.
- 35) Hearings, 112 ff.
- 36) Hearings, 129.
- 37) Hearings, 137.
- 38) Hearings, 101.
- 39) Hearings, 14.
- 40) Hearings, 101.
- 41) Hearings, 168 ff.
- 42) Hearings, 45.
- 43) Vorentwurf zu einer Schweizerischen Strafprozessordnung, Bundesamt für Justiz, Juni 2001.
- 44) Begleitbericht zum Vorentwurf für eine Schweizerische Strafprozessordnung, Bundesamt für Justiz, Juni 2001.
- 45) Entwurf einer Schweizerischen Strafprozessordnung, BBl 2006, 1389 ff.
- 46) 王冠証人規定に関するスイスの本格的な論考としては、次の文献がある。Koumbarakis, Die Kronzeugenregelung im schweizerischen Strafprozess de lege ferenda, 2007.
- 47) Schmid, Strafprozessrecht, 4. Aufl., 2004, Rn. 113.
- 48) Oberholzer, Strafprozessrecht, Grundzüge des Strafprozessrechts, 2. Aufl., 2005, Rn. 893.
- 49) Jositsch, Das schweizerische Korruptionsstrafrecht, 2004, 548 f.
- 50) Landmann, in : Niggli /Weissenberger (Hrsg.), Handb?cher für die Anwaltspraxis, Strafverteidigung, Bd. 7, 2002, 671 ff.
- 51) Gnägi, Zeitschrift für juristische Ausbildung und Praxis, 1994, 112.
- 52) Hug-Belli, Bet?bungsmitteldelikte, 1993, 587 f.
- 53) Klopfenstein /Schneider, Kriminalistik, 1993, 276.

本稿は、JSPS 科研費・基盤研究 (C) JP16K03377 による研究成果の一部である。

(本学法学部教授)